

一般社団法人 日本サイバープロジェクト協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本サイバープロジェクト協会(英文名 CYBER PROJECT ASSOCIATION OF JAPAN 略称「CPAJ」)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、サイバープロジェクト(インターネットや電話等の非対面の手段を用いて行われるプロジェクトや各種ビジネスの総称)に係る商業倫理の確立等を通じて、その取引を公正にし、並びに購入者及び役務の提供を受ける者の利益を保護するとともに、サイバープロジェクトを介して行われる事業の健全な発展に資することにより、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 サイバープロジェクトに係る倫理綱領の策定及び実践の推進
- 二 サイバープロジェクト及びサイバープロジェクトの広告に係る審査及び適正化の推進
- 三 サイバープロジェクトに係る国内・外の情報、資料の収集、提供、及び意見表明
- 四 サイバープロジェクトに係る苦情の解決の申出に関する受付、助言、調査及び処理
- 五 サイバープロジェクトに係る苦情処理体制の確立の推進
- 六 サイバープロジェクトに係る調査研究及び共同開発
- 七 サイバープロジェクトに係る消費者啓発および広報活動
- 八 サイバープロジェクトに係る消費者情報の収集及び提供
- 九 サイバープロジェクト取引に係る内外関連団体等との連絡及び調整
- 十 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員となつた者をもつて構成する。

2 代表理事において別に定める法人会員、賛助会員、個人会員の基準に合致した者とする。また、個人会員を分けて、検定会員および一般会員とする。

3 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者とする。

4 検定会員は、サイバープロジェクトに関する実務経験、あるいは遂行する能力を有するものであつて、この法人が定める試験に合格したものとする。

5 一般会員は、法人会員もしくは賛助会員の役職員（当該法人会員もしくは賛助会員を構成する会員およびこれに準ずるものを含む。）であつてサイバープロジェクトに関する実務経験、あるいは遂行する能力を十分に備えたものとする。

（社員の資格の取得）

第 6 条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

2 法人たる会員にあつては、法人の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する 1 人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（経費の負担）

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になつた時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退社）

第 8 条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。

一 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。

二 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。

三 法人が解散し又は破産したとき。

四 会費を納入せず、督促後なお会費を半年以上納入しないとき。

（除名）

第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至つたときは、社員総会の決議によって当該社員を除

名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 社員は、前2条に該当、あるいは総社員が同意するに至ったときは、その資格を喪失する。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

(会員の責務・行為基準)

第11条 会員は、顧客に対し、法律及び関係法令を遵守し、誠実かつ適正にその業務を行わなければならない。また、サイバープロジェクトの健全な普及と発展を図るため、専門能力の向上と職業倫理の高揚に努めなければならない。

2 会員は、品位の保持に努め、会員としての信用と名誉を傷つける行為をしてはならない。

3 会員は、サイバープロジェクトを行うに当たって、業務行為基準に定める事項を遵守しなければならない。

4 前項の業務行為基準は、社員総会の議決を経てこれを定める。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会として毎年度 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

第 16 条 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

一 社員の除名

二 定款の変更

三 解散

四 その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、理事1名以上5名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名以上3名以内を業務執行理事とする。

4 理事の互選により、理事のうち、会長1人、副会長1人、専務理事1人、常務理事1人又は2人を置く事ができるが、これらの理事としての権限は平等であり、代表理事の権限を妨げるものではない。

(役員を選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(顧問の委嘱)

第26条 この法人に、顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事の同意を得て、代表理事が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営上、とくに重要な事項について、代表理事の諮問に応じ、またはこの法人の運営に関して意見を述べることができる。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第27条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第28条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第30条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第31条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 苦情処理

(苦情処理窓口の設置)

第32条 この法人に、第4条第4号に掲げる事業を円滑に実施するため、苦情処理窓口を設置する。

(苦情の解決)

第33条 この法人は、購入者又は役務の提供を受ける者等から会員の営む通信販売の業務に関

する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その苦情に係る事情を調査するとともに、当該会員に対しその苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めるものとする。

2 この法人は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該会員に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

3 会員は、この法人から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

4 この法人は、第 1 項の申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果について会員に周知させるものとする。

(苦情処理細則)

第 34 条 その他、苦情処理に関して必要な事項は、代表理事により、別に定める。

第 9 章 公告の方法

第 35 条 この法人の公告は電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第 10 章 補則

(委員会)

第 36 条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

(事務局)

第 37 条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事の同意を得て、代表理事が委嘱し、職員は、代表理事が任免する。

(実施細則)

第 38 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事の同意を得て、代表理事が別に定める。